

大阪都構想 メリットなし

3

大阪都構想の目的は何か。実現可能なのか。

- 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、大阪が抱える課題解決のため、大阪府・大阪市の広域行政を一元化し、広域行政の司令塔機能を確立し大阪の成長のスピードアップを図るとともに、住民に身近な行政を実現するものです。
- 広域機能を府に一元化することにより、二重行政を制度的に解消し、大阪のさらなる成長を実現することが期待できます。
- 4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。

7

・住民サービスは指定都市だからできるのではないか。
・大阪になれば今よりも医療、教育、福祉に税金を使ってもらえるのか。住民サービスは向上するのか。
・政令指定都市を解体して特別区にすると、今の大阪市民全体に使える予算が少くなり、区長選挙や区議会選挙も4分割で行われる為の無駄な予算が必要ではないか。
・現在の24区役所が残るなら現在のままでよいのではないか。

- 現在、大阪市長は、広域行政と基礎自治行政の両方を担いながら、人口270万の大都市全体の状況を踏まえて判断しており、1人の市長が地域ニーズを把握するなどのきめ細かい対応の点で限界があります。
- 大阪市をなくし4つの特別区が設置された後は、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、基礎自治行政に専念し、知事が広域行政を一元的に担うことで、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、きめ細かく、機動的に対応することで、住民サービスが最適化されると考えています。
- このため住民に身近な4つの特別区に再編する必要があると考えています。

3 新型コロナウイルスの感染拡大、オリンピックの延期によって、社会経済情勢は大きく変わっている。それを反映した経済効果を試算すべきではないか。

新型コロナウイルスの感染拡大等が与える影響については、今後の動向も見据える必要があり、現時点で全て把握するというのは非常に困難です。
調査報告書のような精緻な分析を行うには、そのためのデータ収集にも相当の期間を要するものであり、今後も状況が変わり得る中で、直ちに試算をし直すことは現実的には難しく、大都市制度を導入した場合の経済効果については、現在の報告書をもとにお考えいただきたいと考えております。

6 特別区の設置による経済効果は、保証できるのか。

調査結果で示された経済効果額については、行政として保証する性質のものではないと考えておりますが、専門的な知見を有する事業者によって、理論的に生み出される可能性のある数字が示されたと認識しております。 ??????? ??

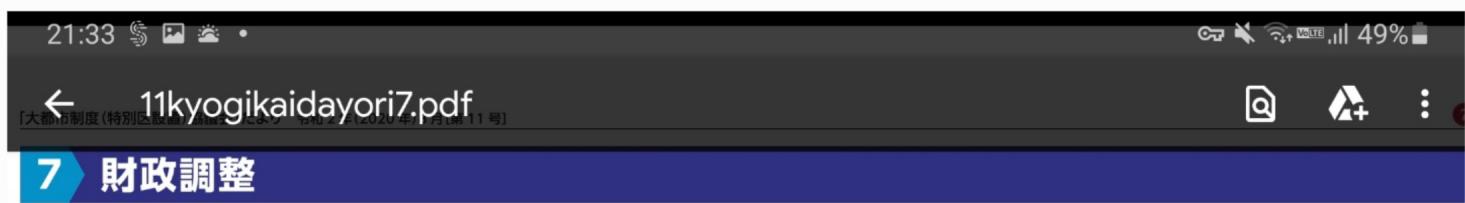
質問票に対する回答

⑬ 特別区の設置に伴うコスト

	質問要旨	回答要旨
1	一つの組織を4つに分けたときにコストが本当に上がらないのか。 $20\text{億} \times 841\text{億} = 241 + 30 \times 20\text{万 年}$	特別区の設置に伴うコストについては、システム改修経費や庁舎整備経費などのイニシアルコストが241億円、システム運用経費などのランニングコストが30億円とお示しています。 人件費につきましては、特別区設置に伴う採用の増(210人)などによる人件費の増加がある一方で、技能労務職の退職については採用による補充をしないことによる人件費の減少を見込んでいます。 上記の結果、財政シミュレーションにおける人件費(組織体制の影響額)は、特別区設置時点では増加、将来的には減少を見込んでいます。

ひたすら一軒で

ハラフーで行く の繰り返し 市長の範囲が広すぎ べく窄めて五重行政 やん!

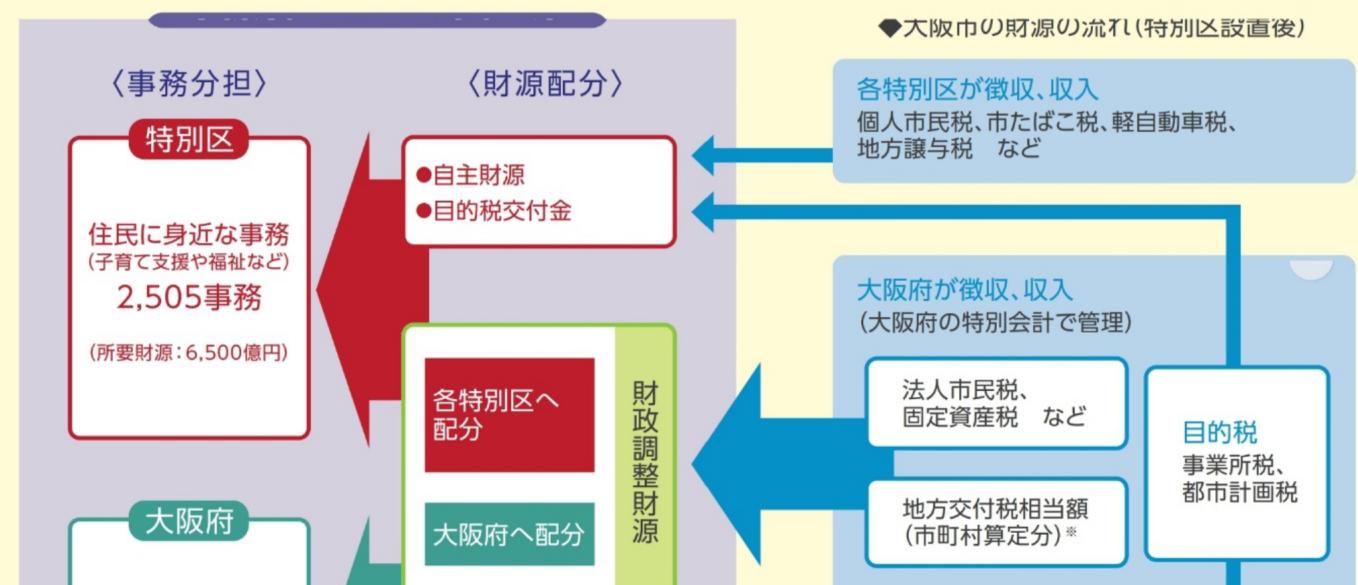


7 財政調整

■ 基本的な考え方

- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じた財源を配分します。
(大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当します。)
 - ・特別区の設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。
 - ・特別区の設置の日までに大阪市立の高校の移管が行われた場合、その影響額を勘案した財源(各年度17億円)を特別区に対して配分します。
- 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう各特別区に財源を配分します。 どうやった??
- 大阪府において特別会計を設置するなど、財政調整制度の透明性を確保します。 黒表??

イメージ図



広域的な事務
(成長戦略や港湾など)

427事務

(所要財源:2,000億円)

※地方交付税相当額(市町村算定分)は、
大阪府の一般会計を通じて、特別会計で管理します

- 目的税(大阪府分)
- 大阪府に移転する財源

地方財政制度により大阪府に移転
地方譲与税、宝くじ収益金 など

※特別区、大阪府の所要財源については、平成28年度一般会計決算ベース[一般財源]

8 財産・債務

■基本的な考え方

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえ、財産・債務を承継します。
- 株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。
※大阪市が負担することとなっている万博会場建設費のうち、特別区の設置後に生じる額は基金として大阪府へ承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還します。
(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担します。ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還します。)

住民サービスに必要な財産の取扱い

財産の承継先	主なもの
特別区	財産の所在特別区 幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など
一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府	府道、大規模な公園、国際見本市会場(インテックス大阪)などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など

